

インド国外で最初に特許出願をするための許可取得について

2013年10月15日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

様々な理由（たとえば、市場の潜在能力が低い、発明がインドでは特許可能な発明主題ではない、R&D チームが複数の国にまたがって連携して活動している等の理由）により、インド国内でなされた発明に関し、特許出願をインドで最初にファイルする代わりに、インド国外で最初にファイルする、または PCT に基づく国際出願としてファイルすることがあります。しかしながら、このような場合、インド特許法第 39 条に規定の **FFL (Foreign Filing License)** を事前にインド特許庁から取得しておく必要があります。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.